

○中央区難病患者福祉手当条例施行規則

昭和五十一年四月一日

規則第二十号

改正 昭和五二年八月一一日規則第四〇号

昭和五三年八月三〇日規則第四五号

昭和五四年八月二〇日規則第三四号

昭和五五年八月二〇日規則第三四号

昭和五六年八月一〇日規則第二九号

昭和五七年八月二一日規則第三九号

昭和五八年八月一五日規則第二五号

昭和五九年八月一五日規則第二四号

昭和六〇年二月七日規則第一号

昭和六〇年八月三〇日規則第三五号

昭和六一年八月二五日規則第三九号

昭和六二年九月二五日規則第四三号

昭和六三年九月二七日規則第四九号

平成元年四月一日規則第二四号

平成元年八月三一日規則第三二号

平成二年九月一〇日規則第三三号

平成三年四月一日規則第二五号

平成三年八月三一日規則第五一号

平成四年四月一日規則第一九号

平成四年八月一〇日規則第四一号

平成五年三月三一日規則第一六号

平成五年九月三〇日規則第四七号

平成六年八月三一日規則第三八号

平成七年八月二五日規則第三七号

平成八年八月三〇日規則第四四号

平成九年八月二二日規則第三四号

平成一〇年八月二八日規則第三九号

平成一一年三月二三日規則第八号

平成十一年一〇月一五日規則第三七号
平成十二年六月三〇日規則第四七号
平成十三年九月二八日規則第三七号
平成十四年三月二九日規則第一三号
平成十四年八月三〇日規則第三一号
平成十五年三月三十一日規則第一五号
平成十六年三月三十一日規則第一二号
平成十六年三月三十一日規則第一六号
平成十七年三月三十一日規則第七号
平成十八年九月二九日規則第六三号
平成二十四年三月三十一日規則第一四号
平成二十四年七月三十一日規則第四五号
平成二十六年三月三十一日規則第一二号
平成二十七年三月二〇日規則第四号
平成二十八年三月三十一日規則第七号
平成二十八年十一月三〇日規則第三九号
平成二十八年十二月二〇日規則第四四号

中央区難病患者福祉手当条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、中央区難病患者福祉手当条例(昭和五十一年三月中央区条例第十九号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(難病患者の基準)

第一条の二 条例第二条第一項に規定する別表に定める疾病を有すると認められる者とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 当該疾病につき、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号。以下「法」という。)の規定による特定医療費の支給認定を受けている者
- 二 当該疾病につき、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則(平成十二年東京都規則第九十四号。以下「医療費助成規則」という。)の規定による医療費助成の認定を受けている者
- 三 前二号に掲げるもののほか、区長が前二号に準ずると認める者

(追加〔平成一二年規則四七号〕、一部改正〔平成二七年規則四号〕)

(所得の額)

第二条 条例第三条第二項第五号に規定する区規則で定める額は、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の数に応じて、それぞれ次の表の下欄に定めるとおりとする。

扶養親族等の数	金額
〇人	三、六〇四、〇〇〇円
一人以上	三、六〇四、〇〇〇円に扶養親族等一人につき三八〇、〇〇〇円（所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族にあつては一人につき四八〇、〇〇〇円、同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。以下同じ。）にあつては一人につき六三〇、〇〇〇円）を加算した額

（全部改正〔平成一二年規則四七号〕、一部改正〔平成一三年規則三七号・一四年三一号・二四年四五号・二六年一二号〕）

(所得の範囲)

第三条 条例第三条第三項に規定する所得は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（特別区が同法第一条第二項の規定によつて課する同法第五条第二項第一号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他市町村民税に関する法律の規定による非課税所得以外の所得とする。

(所得の額の計算方法)

第四条 条例第三条第三項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第三百十三条第一項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第三十三條の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号）第八条第七項（同法第十二条第七項及び第十六条第四項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第九項（同法第十二条第八項及び第十六条第五項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の第二十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額の

合計額（条例第三条第二項第五号に規定する難病患者が二十歳未満の場合は、その者の配偶者又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条第一項に定める扶養義務者で主として当該難病患者の生計を維持するものの所得の額から八万円を控除して得た額）とする。

2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。

一 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第三百十四条の二第一項第一号、第二号、第四号若しくは第十号の二に規定する控除を受けた者又は同項第三号に規定する控除を受けた二十歳以上の難病患者については、当該雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額

二 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第三百十四条の二第一項第六号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となつた障害者（条例第三条第一項に規定する者の所得の場合にあつては、その者を除く。）一人につき二十七万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、四十万円）

三 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第三百十四条の二第一項第八号に規定する控除を受けた者については、二十七万円（当該寡婦が同法第三百十四条の二第三項に規定する寡婦である場合には、三十五万円）

四 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第三百十四条の二第一項第九号に規定する控除を受けた者については、二十七万円

（一部改正〔昭和五二年規則四〇号・五三年四五号・六〇年三五号・六三年四九号・平成元年三二号・二年三三号・六年三八号・九年三四号・一一年三七号・一四年三一号・一六年一六号・一八年六三号・二四年一四号・二八年四四号〕）

（施設）

第五条 条例第三条第二項第四号に規定する区規則で定める施設とは、次に掲げる施設（通所により利用する施設を除く。）をいう。

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設であつて、国若しくは地方公共団体又は社会福祉法人の設置する施設

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する障害児入所施設

三 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する養護老人ホーム、

特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム

四 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項第一号に規定する救護施設

五 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設

六 前各号に掲げるもののほか、援護が国又は地方公共団体の負担において行われている施設であつて区長が定めるもの

（一部改正〔昭和六〇年規則一号・平成三年二五号・一一年八号・一六年一六号・一八年六三号・二四年一四号・二六年一二号〕）

（受給資格の認定申請）

第六条 条例第五条の規定による受給資格の認定申請は、難病患者福祉手当受給資格認定申請書（別記第一号様式）に、次の各号のいずれかの書類を添付して行わなければならない。

一 法の規定により交付された医療受給者証又は医療費助成規則の規定により交付された医療券（以下「医療受給者証等」という。）の写し

二 区長が別に指定する様式による診断書又はその写し

2 前項の認定申請において、条例第二条に規定する難病患者又は扶養義務者（以下「難病患者等」という。）が、その年（一月から七月までの月分の手当については、前年とする。）の一月一日に中央区の区域内に住所を有しなかつたときは、当該難病患者等の前年（一月から七月までの月分の手当については、前々年とする。）の所得の額についての当該区市町村長の証明書を添付しなければならない。

（一部改正〔昭和五三年規則四五号・平成一二年四七号・一四年一三号・二六年一二号・二七年四号〕）

（認定及び却下の通知）

第七条 区長は、条例第五条の規定に基づき、受給資格の認定をしたときは、難病患者福祉手当受給資格者台帳（別記第二号様式）に登載し、難病患者福祉手当認定通知書（別記第三号様式）により、当該受給資格者に通知する。

2 区長は、受給資格の認定の申請をした者について、受給資格がないと認めたときは、難病患者福祉手当認定申請却下通知書（別記第四号様式）により、当該申請をした者に通知する。

（支払方法及びその特例）

第八条 難病患者福祉手当（以下「手当」という。）は、区長が指定する金融機関を通じて支払う。ただし、区長が特例の事情があると認めたときは、この限りでない。

2 受給資格の認定を受けた者（以下「受給者」という。）が死亡した場合において、その者に支払うべき手当でまだ支払っていない手当があるときは、区長が適当と認めた同居の親族その他の者にその未支払の手当を支払うことができる。

3 条例第八条ただし書に規定する「特別の事情」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

一 受給資格を失ったとき。

二 支払期日が経過した後において支払うとき。

三 前二号に掲げるもののほか、災害その他区長が特に必要と認める事由があるとき。

（一部改正〔平成一八年規則六三号・二六年一二号〕）

（支給要件の確認）

第八条の二 区長は、条例第三条に規定する支給要件（以下「支給要件」という。）に該当するか否かを確認するために必要と認めるときは、受給者に対し、第六条第一項各号に掲げる書類又は同条第二項に規定する証明書その他の書類の提出を求めることができる。

（追加〔平成一二年規則四七号〕）

（支給の停止等）

第八条の三 区長は、次の各号のいずれかの事由により、受給者が支給要件に該当するか否かが明らかでないときは、支給要件に該当することが確認できるまで手当の支給を停止するものとし、難病患者福祉手当支給停止通知書（別記第四号の二様式）により、当該受給者に通知する。

一 医療受給者証等の有効期間が満了しているとき。

二 前条の規定により書類の提出を求めたにもかかわらず、当該書類の提出がないとき。

2 区長は、前項の規定により手当の支給を停止した後、受給者が支給要件に該当することが確認できたときは、支給の停止を解除するものとし、難病患者福祉手当支給停止解除通知書（別記第四号の三様式）により、当該受給者に通知する。

3 受給者が、正当な理由がなく第一項の規定による通知において区長が指定する期日までに前条に規定する書類を提出しないときは、第一項の規定により手当の支給を停止した日をもって支給要件に該当しなくなったものとみなす。

（追加〔平成一二年規則四七号〕、一部改正〔平成一四年規則一三号・二六年一二号・二七年四号〕）

(受給資格消滅等の通知)

第九条 区長は、条例第九条第一項の規定により受給資格を消滅した者があるときは、難病患者福祉手当受給資格消滅通知書（別記第五号様式）により、同条第二項の規定により受給資格を取り消した者があるときは、難病患者福祉手当受給資格取消通知書（別記第六号様式）により、当該受給者であつた者に通知する。ただし、その者が同条第一項第一号に該当するときは、この限りでない。

(手当の返還請求)

第十条 条例第十条の規定による手当の返還又は受給資格の消滅した者に対して支払うべきでない手当を支払った場合における当該手当の返還の請求は、難病患者福祉手当返還請求書（別記第七号様式）により行うものとする。

(公簿等の確認)

第十一条 区長は、この規則の規定により申請書に添えなければならない書類により証明すべき事由を、公簿等により確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(一部改正〔平成五年規則一六号〕)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五二年八月二日規則第四〇号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十二年七月一日から適用する。

附 則（昭和五三年八月三〇日規則第四五号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都中央区難病患者福祉手当条例施行規則第二条及び第四条の規定は、昭和五十三年八月分の手当から適用し、同月前の月分の手当については、なお、従前の例による。

附 則（昭和五四年八月二〇日規則第三四号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十四年八月分の手当から適用する。

附 則（昭和五五年八月二〇日規則第三四号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十五年八月分の手当から適用する。

附 則（昭和五六年八月一〇日規則第二九号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十六年八月分の手当から適用する。

附 則（昭和五七年八月二一日規則第三九号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十七年八月分の手当から適用する。

附 則（昭和五十八年八月一五日規則第二五号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十八年八月分の手当から適用する。

附 則（昭和五十九年八月一五日規則第二四号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都中央区難病患者福祉手当条例施行規則第二条の規定は、昭和五十九年八月以後の月分の手当について適用し、同月前の月分の手当については、なお、従前の例による。

附 則（昭和六〇年二月七日規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六〇年八月三〇日規則第三五号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都中央区難病患者福祉手当条例施行規則第二条並びに第四条第二項第二号及び第三号の規定は、昭和六十年八月以後の月分の手当について適用し、同月分の月分の手当については、なお、従前の例による。

附 則（昭和六一年八月二五日規則第三九号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都中央区難病患者福祉手当条例施行規則第二条の規定は、昭和六十一年八月以後の月分の手当について適用し、同月前の月分の手当については、なお、従前の例による。

附 則（昭和六二年九月二五日規則第四三号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都中央区難病患者福祉手当条例施行規則第二条の規定は、昭和六十二年八月以後の月分の手当について適用し、同月前の月分の手当については、なお、従前の例による。

附 則（昭和六三年九月二七日規則第四九号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都中央区難病患者福祉手当条例施行規則第二条及び第四条の規定は、昭和六十三年八月以後の月分の手当について適用し、同月前の月分の手当については、なお、従前の例による。

附 則（平成元年四月一日規則第二四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年八月三十一日規則第三二号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都中央区難病患者福祉手当条例施行規則第二条及び第四条の規定は、平成元年八月以後の月分の手当について適用し、同月前の月分の手当については、なお、従前の例による。

附 則（平成二年九月一〇日規則第三三号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都中央区難病患者福祉手当条例施行規則第二条及び第四条の規定は、平成二年八月以後の月分の手当について適用し、同月前の月分の手当については、なお、従前の例による。

附 則（平成三年四月一日規則第二五号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都中央区難病患者福祉手当条例施行規則は、平成三年一月一日から適用する。

附 則（平成三年八月三十一日規則第五一号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都中央区難病患者福祉手当条例施行規則第二条の規定は、平成三年八月以後の月分の手当については適用し、同月前の月分の手当については、なお、従前の例による。

附 則（平成四年四月一日規則第一九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年八月一〇日規則第四一号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都中央区難病患者福祉手当条例施行規則第二条の規定は、平成四年八月以後の月分の手当について適用し、同月前の月分の手当については、なお、従前の例による。

附 則（平成五年三月三十一日規則第一六号）

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

附 則（平成五年九月三〇日規則第四七号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則による改正後の東京都中央区難病患者福祉手当条例施行規則第二条の規定は、平成五年八月以後の月分の手当について適用し、同月前の月分の手当については、なお、従前の例による。

附 則（平成六年八月三十一日規則第三八号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都中央区難病患者福祉手当条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第二条の規定は、平成六年八月以後の月分の手当について適用し、同月前の月分の手当については、なお、従前の例による。
- 3 平成六年七月以前の月分の手当について改正後の規則第四条第一項の規定が適用される場合においては、同項中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額（地方税法の一部を改正する法律（平成四年法律第五号）による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第三十三条の二の規定の適用を受ける者については、その者が当該規定の適用を受ける者でないものとして算定した同法第三百十三条第一項に規定する総所得金額）」とする。
- 4 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都中央区難病患者福祉手当条例施行規則の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお、使用することができる。

附 則（平成七年八月二五日規則第三七号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都中央区難病患者福祉手当条例施行規則第二条の規定は、平成七年八月以後の月分の手当について適用し、同月前の月分の手当については、なお従前の例による。

附 則（平成八年八月三〇日規則第四四号）

- 1 この規則は、平成八年九月一日から施行する。
- 2 平成八年八月以前の月分の難病患者福祉手当の支給要件に係る所得の額については、なお、従前の例による。

附 則（平成九年八月二二日規則第三四号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都中央区難病患者福祉手当条例施行規則第二条の規定は、平成九年八月以後の月分の難病患者福祉手当について適用する。

附 則（平成一〇年八月二八日規則第三九号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都中央区難病患者福祉手当条例施行規則第二条の規定は、平成十年八月以後の月分の難病患者福祉手当について適用する。

附 則（平成十一年三月二三日規則第八号）抄

- 1 この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年一〇月一五日規則第三七号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都中央区難病患者福祉手当条例施行規則第二条並びに第四条第一項及び第二項第二号の規定は、平成十一年八月以後の月分の難病患者福祉手当について適用する。

附 則（平成一二年六月三〇日規則第四七号）

- 1 この規則は、平成十二年八月一日から施行する。
- 2 平成十二年七月以前の月分の難病患者福祉手当の支給要件に係る所得の額については、なお、従前の例による。

附 則（平成一三年九月二八日規則第三七号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の中央区難病患者福祉手当条例施行規則第二条の規定は、平成十三年八月以後の月分の難病患者福祉手当について適用する。

附 則（平成一四年三月二九日規則第一三号）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年八月三〇日規則第三一号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の中央区難病患者福祉手当条例施行規則第二条及び第四条第一項の規定は、平成十四年八月以後の月分の難病患者福祉手当について適用する。

附 則（平成一五年三月三十一日規則第一五号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年三月三十一日規則第一二号）

- 1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の中央区印鑑条例施行規則等の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお、使用することができる。

附 則（平成一六年三月三十一日規則第一六号）

- 1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の中央区難病患者福祉手当条例施行規則第四条の規定は、平成十六年八月以後の月分の難病患者福祉手当について適用する。

附 則（平成一七年三月三十一日規則第七号）

- 1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。
- 2 （前略）第二十六条による改正前の中央区難病患者福祉手当条例施行規則（中略）の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則（平成一八年九月二九日規則第六三号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第五条の改正規定は、平成十八年十月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の中央区難病患者福祉手当条例施行規則第四条の規定は、平成十八年八月以後の月分の難病患者福祉手当について適用し、同月前の月分の難病患者福祉手当については、なお、従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の中央区難病患者福祉手当条例施行規則の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則（平成二四年三月三十一日規則第一四号）

- 1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項、第一号様式、第三号様式、第四号様式及び第六号様式の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の中央区難病患者福祉手当条例施行規則の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則（平成二四年七月三十一日規則第四五号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十四年八月一日から施行する。
（経過措置）
- 3 第二条の規定による改正後の中央区難病患者福祉手当条例施行規則第二条の規定は、平成二十四年八月以後の月分の難病患者福祉手当について適用し、同月前の月分の難病患者福祉手当については、なお、従前の例による。

- 4 この規則の施行の際、第一条の規定による改正前の中央区心身障害者福祉手当条例施行規則及び第二条の規定による改正前の中央区難病患者福祉手当条例施行規則の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則（平成二六年三月三十一日規則第一二号）

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定、第五条の改正規定（同条第一号の改正規定（「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める部分に限る。）を除く。）、第六条第一項第一号の改正規定、第八条第三項第三号の改正規定及び第八条の三第一項第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年三月二〇日規則第四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年三月三十一日規則第七号）

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の中央区情報公開条例施行規則、中央区個人情報保護に関する条例施行規則、中央区職員の期末手当に関する規則、中央区職員の退職手当に関する条例施行規則、中央区分担金等の督促及び滞納処分に係る事務手続等に関する規則、中央区認可地縁団体印鑑規則、中央区立中央会館条例施行規則、中央区立日本橋公会堂条例施行規則、中央区立区民館条例施行規則、中央区立浜町集会施設の管理運営に関する条例施行規則、中央区立セレモニーホール条例施行規則、中央区立保養所条例施行規則、中央区立区民健康村条例施行規則、中央区立温浴プラザ条例施行規則、中央区立女性センター条例施行規則、中央区立産業会館条例施行規則、中央区立ハイテクセンター条例施行規則、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例施行規則、生活保護法施行細則、支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則、中央区立福祉センター条例施行規則、中央区立子ども家庭支援センター条例施行規則、中央区立児童館条例施行規則、中央区立シニアセンター条例施行規則、中央区立敬老館条例施行規則、中央区立特別養護老人ホーム条例施行規則、中央区立高齢者在宅サービスセンター条例施行規則、中央区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例施行規則、中央区児童育成手当条例施行規則、中央区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則、中央区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則、中央区心身障害者福祉手当条例施行規則、中央区難病患者福祉手当条例施行規則、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則、身体障害者福祉法施行細則、知的障害者

福祉法施行細則、中央区指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則、中央区おとしより介護応援手当条例施行規則、中央区後期高齢者医療に関する条例施行規則、中央区指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則、中央区結核・精神医療給付金の支給に関する規則、中央区プールに関する条例施行規則、中央区興行場法施行条例施行規則、中央区旅館業法施行条例施行規則、中央区公衆浴場法施行条例施行規則、中央区化製場等に関する法律施行条例施行規則、温泉法施行細則、水道法施行細則、中央区墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則、食品衛生法施行細則、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則、母子保健法施行細則、中央区立環境情報センター条例施行規則、中央区廃棄物の処理及び再利用に関する規則、中央区浄化槽の清掃、保守点検等に関する規則、中央区公共溝渠管理条例施行細則、中央区営駐車場条例施行規則、中央区自転車の放置防止に関する条例施行規則、都市計画法に基づく開発行為等の規制事務施行細則、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則、都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則、中央区立総合スポーツセンターの管理運営に関する条例施行規則、中央区立運動場等の管理運営に関する条例施行規則及び中央区立月島スポーツプラザ条例施行規則の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則（平成二八年十一月三〇日規則第三九号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の中央区難病患者福祉手当条例施行規則の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則（平成二八年十二月二〇日規則第四四号）抄

- 1 この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。
- 4 第三条の規定による改正後の中央区難病患者福祉手当条例施行規則第四条第一項の規定は、平成三十年八月以後の月分の難病患者福祉手当について適用し、同月前の月分の難病患者福祉手当については、なお、従前の例による。

別記
第1号様式(第6条関係)

難病患者福祉手当受給資格認定申請書

年 月 日

(宛先)中央区長

申請者 住所
氏名
本人との続柄()
電話()

ふりがな		生年月日	年 月 日 (歳)
氏名			
個人番号			
上記の者が20歳未満の場合	扶養義務者氏名		
	個人番号		
現住所	中央区	連絡先	
		()	
疾病名			

この申請に係る手当受給資格を有する間、所得に関する情報及び各種手当の受給情報を公簿等で確認することに同意します。

申請者 _____ ㊞

ここからは、記入しないでください。

医療受給者証等 受給者番号				有効期限	年 月 日	
各種 手当 等	心身障害者 福祉手当	おとしより 介護応援手当	児童育成手当 の障害手当	他の区市町村の 同種の手当の 受給の有無	施設入所の有無	
	1 受けている 2 受けていない	1 受けている 2 受けていない	1 受けている 2 受けていない	1 受けていた 2 受けていない	1 入所している 施設名 2 入所していない	
所得 制限	前年所得	雑損控除		障害者数 障 人 特障 人 (控除額)	扶養親族等の数	人
		医療費控除			うち老人扶養親族等	人
		社会保険料控除			うち特定扶養親族及び 控除対象扶養親族	人
		小規模企業共済 等掛金控除			(加算額)	
		配偶者特別控除		加算後の所得	加算後の所得基準額	
		寡・勤控除				
備考				支給開始年月	認定番号	
				年 月		

第2号様式(第7条関係)

難病患者福祉手当受給資格者台帳

申請者				認定				認定番号			
申請者	ふりがな氏名				住所				変更年月日		
	生年月日	年 月 日									
	疾病名及び状況	疾 病 名				状 況					
職 業 就 学 の状況					入院 院	病 院 名					
						入院年月日					
保護者	住 所										
	氏 名		生年月日		年 月 日	性別	男・女	難病患者との関係			
備考											

受給資格者				住 所				認定番号			
年度	支 給 状 況						資 格 確 認	備 考			
	第1期(月)		第2期(月)		第3期(月)						
入 院	病 院 名	入 院 年 月 日	退 院 年 月 日	振 替 口 座	銀行 信用金庫 支店 No.			変 更 年 月 日			
					銀行 信用金庫 支店 No.						
					銀行 信用金庫 支店 No.						
					銀行 信用金庫 支店 No.						

第3号様式（第7条関係）

第
年 月 日

様

中央区長

印

難病患者福祉手当認定通知書

年 月 日付けで申請のあった難病患者福祉手当については、下記のとおり認定したので通知します。

記

支給開始年月	年 月分から 認定番号		
支給月額	円		
支給区分	期 別	期 間	支 給 月
	第 1 期	月から 月まで	月
	第 2 期	月から 月まで	月
	第 3 期	月から 月まで	月

(審査請求及び取消訴訟)

1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、中央区長に対して、審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、中央区を被告として（訴訟において中央区を代表する者は中央区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第4号様式（第7条関係）

第 年 月 号
日

様

中央区長



難病患者福祉手当認定申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった難病患者福祉手当の認定については、下記のとおり却下したので通知します。

記

（却下した理由）

（審査請求及び取消訴訟）

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、中央区長に対して、審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、中央区を被告として（訴訟において中央区を代表する者は中央区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 年 月 日

号 日

様

中央区長

印

難病患者福祉手当支給停止通知書

下記の理由により、あなたが難病患者福祉手当の支給要件に該当するかどうか明らかでないで、中央区難病患者福祉手当条例施行規則第8条の3第1項の規定に基づき、手当の支給を停止します。

つきましては、 年 月 日までに、 を提出してください。正当な理由がなくて期限までに提出がない場合は、下記の停止年月日をもって難病患者福祉手当の支給要件に該当しなくなつたものとみなされます。

記

停 止 年 月 日	年 月 日
停 止 理 由	

(審査請求及び取消訴訟)

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、中央区長に対して、審査請求をすることができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、中央区を被告として(訴訟において中央区を代表する者は中央区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第4号の3様式(第8条の3関係)

		第 年	月	号 日
様				
		中央区長	印	
難病患者福祉手当支給停止解除通知書				
年 月 日付けで支給を停止した難病患者福祉手当については、下記により停止を解除し、支給を再開します。				
記				
解 除 年 月 日	年 月 日			
解 除 理 由				
支 給 を 停 止 していた手当	年 月から 年 月までの 月分			
支 給 月				

第5号様式（第9条関係）

		第 年	月	号 日
様				
		中央区長		印
難病患者福祉手当受給資格消滅通知書				
下記のとおり難病患者福祉手当の受給資格が消滅したので通知します。				
記				
消 滅 年 月 日	年 月 日			
消 滅 理 由				

(審査請求及び取消訴訟)

1 この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、中央区長に対して、審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、中央区を被告として（訴訟において中央区を代表する者は中央区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第6号様式（第9条関係）

様 中央区長 難病患者福祉手当受給資格取消通知書 年 月 日付けで認定した難病患者福祉手当については、下記の理由により取り消したので通知します。	第 年 月 日 号 印				
記					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100px; height: 100px; vertical-align: top;"> 取 消 年 月 日 </td> <td style="width: 100px; height: 100px; vertical-align: top;"> 年 月 日 </td> </tr> <tr> <td style="width: 100px; height: 100px; vertical-align: top;"> 取 消 理 由 </td> <td style="width: 100px; height: 100px; vertical-align: top;"> </td> </tr> </table>	取 消 年 月 日	年 月 日	取 消 理 由		
取 消 年 月 日	年 月 日				
取 消 理 由					
（審査請求及び取消訴訟） 1 この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、中央区長に対して、審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。 2 この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、中央区を被告として（訴訟において中央区を代表する者は中央区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。					

第7号様式（第10条関係）

	第 年 月 日 号
様	
中央区長	印
難病患者福祉手当返還請求書	
あなたが既に受給した難病患者福祉手当については、その 部を下記により返還してください。	
記	
請 求 金 額	円
請 求 金 額 の 内 訳	
返 還 理 由	
返 還 方 法	
（審査請求及び取消訴訟） 1 この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、中央区長に対して、審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。 2 この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、中央区を被告として（訴訟において中央区を代表する者は中央区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。	

別記第 1 号様式（第 6 条関係）

（全部改正〔平成27年規則 4 号〕、一部改正〔平成28年規則39号〕）

第 2 号様式（第 7 条関係）

（一部改正〔平成24年規則45号〕）

第 3 号様式（第 7 条関係）

（全部改正〔平成28年規則 7 号〕）

第 4 号様式（第 7 条関係）

（全部改正〔平成28年規則 7 号〕）

第 4 号の 2 様式（第 8 条の 3 関係）

（全部改正〔平成28年規則 7 号〕）

第 4 号の 3 様式（第 8 条の 3 関係）

（一部改正〔平成24年規則45号〕）

第 5 号様式（第 9 条関係）

（全部改正〔平成28年規則 7 号〕）

第 6 号様式（第 9 条関係）

（全部改正〔平成28年規則 7 号〕）

第 7 号様式（第10条関係）

（全部改正〔平成28年規則 7 号〕）